

Title	玉葉の経済的研究 ( 上 )
Sub Title	
Author	松本, 彦次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.9 (1914. 11) ,p.1215(121)- 1221(127)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19141100-0121">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19141100-0121</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

國は公然是れを攻撃し得るを以て米國は陸海軍を擧て名は永久中立擁護に借り實は米國自衛の爲め運河を防護し接近し來る敵國艦船を擊退せんと謀るべし終に「ハー、ハウンセンオート」條約の永久中立條項は全く無意義の文字たる事を再言して斯稿を止む。

1. Proceeding of the Int. Am Conf. 1889-90 IV. P. 143.
2. Senate Journals, 23 Cong. sess. 238.
3. Cong. Globe. 32 Cong. 3 sess. opp. Vol 27 : 251 ; H. EX. Doc 222 Cong. 2 sess.
4. Treaties and Conventions 1777-1887, P. 204.
5. Moore ; Digest. III. 10.
6. British state papers 38 ; 4-8 ; For. Rel. of U. S. 1901. 238-241.
7. Article VIII, the Clayton-Bulwar Treaty.
8. Richardson's messages and papers V. 416.
9. Moose ' Digest III. 34
10. Correspondence in relation to the proposed Canal, works . 1885.
11. Moore ; Digest, III 12.

12. Ibid III, 6.
13. For. Rel. 1885 ; Pres. Cleveland's message.
14. Moore ; Digest III. 43-45
15. For. Rel. 1903. 247. 248
16. British and For. State paper. 94 : 479 ; Senate Doc. 85 : 57 Cong. 1 sess second Corrected print op. 3, 1902
17. Parl. papers. U. S. ho. I (1903) p. 9.
18. For. Rel. 1901. 244

### 玉葉の經濟史的研究(上)

松本彦次郎

これまで鎌倉時代史の研究と云へば殆んど總ては吾妻鏡を中心とし、玉葉、明月記、吉記、愚管鈔、を参考し編纂するを常としてゐるが此時代は武家政治本位の時代であるから従來の研究法編纂法は極めて自然であつて非難すべきものではない。けれども翻つてよく考ふる時は吾妻鏡のみに史料の七八分を占めるからその研究は略同一のものとなつて此吾妻鏡に京都側の記録を加味したものはよりよく正確になつてゐるだけである。これは所謂型にはまつた政治史を主とするからでその政治史と云ふ意味もたゞ政權争奪なる外面に重きを置き、その内容は殆んど閑却されてゐる。三浦博士の鎌倉時代史は豊富なる史料と異なる觀察點より従來の研究に一生涯を開いたものであるけれど博士自身の序文

によればもと講義録に掲載の目的を以てかいたものであるから従來のものに變化を興へべく事情が許されてゐないと斷はつて置いた通りで恐らく全體の體裁は博士の本意でなかつたらう。何となれば博士の最も得意とする武家法制と、此時代の生命とも云ふべき莊園問題に筆を染めること僅めて少ないからである。鎌倉文明史論の如き玉石混同のものでは寧ろその缺乏を責めるが無理で土地問題については吉田博士のもの一篇でこれすら極めてあつけないものである。

鎌倉時代の政治史は何故外面的のものであるかと云ふに史家の手になる政治史には經濟と云ふことを常識に解してゐるので文治元年源頼朝は諸國に守護を置き莊園に地頭置くと云ふ意義は少しも解せられてゐない。この守護地頭を置いた事は大江廣元が考へたのを頼朝は急に採用したので官制で以て地方官東軍人警察の職務と一統したので新たに臣下に封土をやり又は支配

せしめと云ふ意でなく多くは實質ありしものに  
全國同一の名稱を付したと解されぬこともない  
守護地頭なる名稱は平安朝の文書にもある通  
り決して頼朝の始めて考へた語でなく、またそ  
の職務について頼朝の置いたものと以前のもの  
と相違なるにせよ其間に連關したあるものがあ  
るのである。此守護地頭の解釋の如きは式目の  
規定に明示されてあるからその明示の通り解釋  
すれば平穩であるけれども此新制度を置いた以  
前則武家政治確立時代に至る過渡期の研究は最  
も大切である。吾妻鏡は鎌倉時代の史料として  
は玉葉よりよいけれどもこの大切なる過渡期の  
研究には其史料は極めて乏しいので玉葉はこの  
點に於いて唯一の貴重史料である。公卿側の史  
料であるから武家に關するものは割合に少ない  
けれどもその代はり武家政治の局外者であるだ  
け一種の特色を帯びてゐる。經濟史料としての  
價値は乏しいと云はれるけれどもその含まる、

史料は少ないだけそれだけ貴重である。  
この研究は従來の研究と方法順序を轉倒せる  
もので殆んど玉葉のみによつて鎌倉時代の經濟  
史を研究するから大膽と云ふより寧ろ無鐵砲で  
あるかも知れない。けれども従來發表された玉  
葉中の史料は經濟に關するものは殆んど發表せ  
られてゐない状態である。これまでの吾妻鏡の  
價値は減した譯ではないがその前半に追記の分  
も少くはない様だ。これ等の追記の分とて後よ  
りの假想でなく、根據ある史料を基としたる以  
上追記の分ありとて信用すべからずと云ふ程で  
はないが、土地研究殊に莊園の研究になれば其  
用語、たとへば守護、地頭、分國などの語は發  
表された當時のものであるか多少後のものであ  
るかは大なる問題である。何となれば武士政治  
と云ふ政治上の大變化は攝關の手より政治が武  
家の手に落ちたと云ふ外面的研究の時代はとく  
に去つて今や武家の封土、個人の土地所有權、

耕民そのもの、實質研究をせねばならなくなつ  
た。玉葉は現存せるものは長寛二年(一一一六)  
より正治二年十二月に至る前後三十年に亘る九  
條兼實の日記で國書刊行會の刊行本で三冊二千  
三百四十六頁の極めて浩瀚なもので吾妻鏡より  
も時日と云ふ點よりは信用するに足るのである  
歴史と云ふ意味から云へば兼實の弟の著と傳へ  
らるゝ愚管鈔の方は全方面に涉つて整つたもの  
だが此著はこの時代に關する部分は玉葉の二十  
分の一にも足らぬから史料の豊富なる玉葉には  
及ばないのである。

日本中世史の研究の重なるものは云ふまでも  
なく土地問題である、土地問題の中でも武家の  
領土則領地に關するものは最も大切である。坪  
井博士は日本には封建制度なくして知行制度あ  
るのみと云ふたことを記慮してゐる。この封建  
と云ひ知行と云ひ何れの語が適してあるかを論  
ずる當つてその内容の研究は最も大切のことで

ある。玉葉にはこの知行と云ふことに關する語  
は非常に多い、吾妻鏡には管領と云ふ術語は多  
い、この知行と云ふ語と管領と云ふ語の研究は  
言語の意義を平面的に研究するよりこの語の變  
遷が最も必要である。玉葉に開卷幾何もなく頼  
政か伊豆を知行すとある所など大にこの語の變  
遷の研究に興味を起さしむるものはある。  
殊に僅々數十行ではあるが社會政策について  
の記事でその一つは物價騰貴の救濟法で、その  
一つは租税の平等徵收法である。この種の史料  
は最も珍貴のもので最も大切のものである。  
文治元年(一一一八)頼朝は義經行家追捕の目  
的を以て置いた守護の職掌は主として軍事警察  
に關するものであるから鎌倉時代に自然縮少さ  
れた國司の事務とは抵觸すること殆んどない譯  
だ。けれども守護たる武士は國司の吏務を妨げ  
すると云ふので之れが禁令が屢々發布せられた  
が其効殆どなく國司の勢力は次第に減退して遂

に足利時代に守護職に併呑せらるゝ事は長年月のことであるからこの研究は困難である。

鎌倉時代に守護を全國一般に置かんとせし時の國司の有様はどうであるかと云ふに一般の學者は國司と云ふものは莊園が多くなり公田が少くなるに随つて其勢力はなくなり、また平安朝中期より實際地方に國司が赴任せざるものが出來、鎌倉時代には其代理として目代を遣はすこととなり國司は有名無實の有様で次第に武家の爲めに蠶食せらるゝと信ぜられてゐる。若し國司は朝廷の官職の代表であり守護は幕府の任命であるとすればこの二者の關係は公家武家の兩著の政治關係を明かにすることになる譯だ。

然らば頼朝が守護の排置を奏請する以前の國司はどうであるかと云ふに玉葉の定期の除目をみる時は數十人の守を任命してある點よりせば法制は決して破棄されたのでなく外形だけでも任命の手續はあるが其任命された人々の名をみ

れば決して國司として吏務を行ふ實力のない事はわかる、けれども武家が國司に任命せられた場合には從來の説に盲信せず餘程考へる餘地あると思ふ。

治承五年閏二月一日、筑前國司貞能申上云、兵糧米已盡く、於今無計略。

同五年七月二十一日、播磨國、又有乖國之者云々凡外畿諸國、皆以如此云々

治承五年八月三日、經房肥後國經房知行即高直住國也談雜事、其中、有鎮西事、菊池高直使給國司、

同六日、仍以陸奥住人秀平、可被任彼國史判之由、前大將所申行也、件國、素大略虜掠、

然者拜任何事之有哉、如何、又越後住人平助成、中略、已不惜身命、忠節之至、頗可有恩賞歟、

略左大臣申狀云、可被補郡司賜官符也云々、余云秀平任宰吏助職補郡司其思如何。

二十四日、傳聞、攝津國爲法王之御沙汰、國內之庄園併停廢、其所出可及六萬石、一所家

領在其中云々

壽永二年十月七日、最勝金剛院領、伊賀國四ヶ庄皆停廢、國司山下兵尉義經、應院奏所停廢云々。

元暦元年九月 參河國司範賴上洛間、

同 二年八月十六日、今有除目、依頼朝申也、受領六ヶ國、皆源氏也、道路以目、不能左右々々、其中義經任伊豫守兼任大夫尉條未曾有々々々、

文治元年十月十七日、義經奏云中略 行家謀叛雖加制止、敢不承引、仍義經同意了、其故者、奉身命於君、成大功及再三、皆是頼朝代官也、殊可賞寵之由令存之處、適所浴恩之伊豫國、皆補地頭、不能國勢、又沒官所々二十餘ヶ所、先日頼朝分賜、而今度勳功之後、皆悉取返、宛給郎從等了。

菊池氏城氏藤原氏の三氏はこの地方土着の武家であつて國司にならなくも其國の支配力を有

してあつたのでこれ等の人の國司に任命さるゝ

とは名譽の表章であるけれども、名實を兼ねることになると眞の勢力は扶植せらるゝので秀衡の父祖は國司と云ふ名義はない計りに新任命の國守に對して大に困窮した例もあつた。筑前守貞能は平家の有力なる郎等で彼は京と其本國との間を往來し平家の爲めに盡した事は平家物語などにも出てゐる。源九郎義經の伊豫守任命は空名計りではなく其國務を實行するの意志あつた事は義經自身の談話にも察せらるので源氏の縁族で武士たる山下義經は國司としての職務を行ふてゐる。三河國範賴の如きは俗書に三河守頼範とあることは玉葉の史實に合うてゐるなど義經の伊豫守に對してとみねばなるまい。攝津の國が法王之御沙汰とある所をみれば必ず國司をして履行せしめたに相違ない。若し所出の六萬石は莊園停廢の結果と解釋すれば公田より六萬石の收入であつたので攝津一ヶ國で六萬石



のわがり高あることは史料の少ない此時代では頗る貴重すべき事實である。土地問題は複雑しあるのでその支配と収入と云ふ問題より法制關係をも除外することは出来ないのである。若し知行と云ふ語になれば莊園に密着せるので國司守護、地頭の問題は連關し研究せられて始めて全いのである。吾妻鏡に對照すれば更に類例は多い。

國司が空名でなく國務を行ふ場合になつても己れは京都に止まり、その代官を地方に赴かしむるものは少くはないので今昔物語時代に伊豆國に傀儡師なる俳優の目代がそのかくしたる身分をあらはされた面白い話しがのりまた頼朝が伊豆に兵を起した時入牧判官兼隆を伐つたがこの兼隆は伊豆の目代と云ふことになつてゐる。國司遙任のことは源氏物語時代に珍らしくなかつたとすれば目代と云ふ名はないにしろ國守の代官はあつたに相違ない、然らはこの目代は玉

葉に如何にあらはれてゐるか云ふに、喜應元年十二月二十三日、兼光云、尾張目代與比良野神人、有相論事、相違訴申之間、不召問、緋、觸神人三人禁獄、仍衆徒等以奏狀訴座主。

二十四日 又或人云、目代禁獄、尾張停任、二十五日、目代禁獄

安元三年三月二十日、加賀守師高、可被配流之由云々件目代、燒拂彼國白山領云々

治承四年十一月五日、去月十六日着駿河高橋宿、先是彼國目代、有勢武勇之輩三千餘騎、寄甲斐武田城之間、皆悉被伐取了、目代以下

八十餘人打頸路頭云々

壽永二年十一月六日、其後頼盛宿相模國府、去頼朝城、一日之行程云々、以目代爲後見云々、

治承五年二月二十九日、刑部卿頼輔朝臣來云、可下向豊後國、是彼國住人等、企叛謀、追出

目代了、凡依鎮西謀叛、可被遣追討使云々但近日、其儀、若然當國可滅亡、取諸身、任國之外、無他計略、云賊徒云追討使、旁以國中損亡之基也、仍國司下向、可鎮住人梟惡、不可被入追討使於境内之由、令申禪門、已有許可。

治承六年七月二十五日、能登加賀等、皆與力東國了、能登目代逃上云々。

文治元年十一月二十七日、梶原代官下向播磨、追出小目代、倉々付封云々件國院分國也、

之れを以てみれば全國に目代は餘程多いと思はれるが國司自ら任國にあつて實權を握れるものと何れが多いか統計的に之れをあらはすことは不可能である。武家か實權を握つてくる時代にはこれ等の目代は武力を有する武家の方は都合よかつたに相違ない。前例駿河目代は兼隆と同じく武家であつたと思はれる。加賀國の場合には守師高は赴任しないがその目代たるものが白

山領を焼いた爲めに僧兵に訴へられ、守はその代理人なる目代の責任を負はせられた、豊後の國の場合ではその目代は地方の住人たる武士に追ひ拂はれたのでこの目代すら實力がなくなり武家が目代の國務を妨げた例でこの場合國司は下國し平和の手段によつて之を解決しやうとした例であるが當時はこの種の例は多いので住人たる武士が守護となり國務と合せるに至る一階段と解してよからふ。梶原景時は播磨を支配すべく頼朝から命をうけたがこれは露骨に武家の勢力を濫用したもので當時國衙に年貢米等を貯へた穀物に封をしたので國衙在應役人が武家に追拂はれた例であつて王朝の制度は事實に於いて破壊せらるゝことを示したのである。(未完)